

2026年3月30日

社員の皆様へ

株式会社アールスタッフ
代表取締役 大島亮作

2026年4月からの介護職員等処遇改善加算について

1. 処遇改善加算に対する考え方

地域包括ケアシステムの推進へ向けての取り組み及び生産性の向上に応え、各処遇改善加算を申請し、以下の通り支給することとする。

- ① 昨年度までの各処遇改善加算（補助金含む）による昇給、および今年度の昇給に支給
- ② 月の手当、適切な稼働・専門性の高い役割に重点支給
- ③ 介護福祉士としての「経験年数」「上位の技能・役割」に支給
- ④ 上記で余る分は一時金として年3回支給（常勤の介護福祉士には重点支給）
- ⑤ 上記に伴う法定福利費として

※②③については別紙1

2. 対象期間

訪問介護、居宅介護

2026年4月～2027年3月に実施したサービスが対象となる。

居宅介護支援

2026年6月～2027年3月に実施したサービスが対象となる。

※4、5月は過日ご案内した補助金で賄います。

3. 対象サービス及び加算率

介護保険 訪問介護

4月～5月	加算Ⅰ	24.5%	加算Ⅱ	22.4%
6月以降	加算Ⅰイ	27.0%	加算Ⅰロ	28.7%
	加算Ⅱイ	24.9%	加算Ⅱロ	26.6%

障害福祉 居宅介護

4月～5月	加算Ⅰ	41.7%	加算Ⅱ	40.2%
6月以降	加算Ⅰイ	44.6%	加算Ⅰロ	45.6%
	加算Ⅱイ	43.1%	加算Ⅱロ	44.1%

介護保険 居宅介護支援

6月以降 一律 2.1%

4. 一時金について

2026年4月サービス分～2026年7月サービス分までを2026年10月20日に支払う。

2026年8月サービス分～2026年11月サービス分までを2027年2月19日に支払う。

2026年12月サービス分～2027年3月サービス分までを2027年6月18日に支払う。

5. 一時金対象者

対象サービスに対象期間中従事し、上記の支給日に給与支払いを受ける介護職員。

※介護支援専門員は月々のベースアップで使い切る計算となります。

※賞与は支給日に在籍することが支給要件となりますのでご注意ください。

以上

2026年度処遇改善加算を原資とする手当一覧

訪問介護

- ・ 処遇改善手当として、正社員は月20,000円、もしくは月40,000円の支給
- ・ 処遇改善手当として、契約社員は時給70円の支給
- ・ 処遇改善手当として、その他職員である事務員に時給40円を支給
- ・ 介護福祉士等の資格手当として
 - 正社員 介護福祉士12,000円 実務者研修5,000円（介護福祉士との併給は無）を支給
 - 契約社員 介護福祉士 80円 実務者研修 40円（介護福祉士との併給は無）を支給
- ・ 身体介護手当として、契約社員に30分当たり50円（身体生活の身体含む）の支給
- ・ 特定事業所加算Ⅰ手当として、契約社員に訪問1回当たり30円を支給
- ・ 特定事業所加算Ⅰ手当として、正社員に月5,000円を支給
- ・ 経験手当として、週20時間以上の労働契約の介護福祉士に
 - 実務経験10年以上で20,000円を支給
 - 実務経験5年以上で10,000円を支給
 - 実務経験3年以上で5,000円を支給
- ・ 技能役割手当として、
 - 営業所長に30,000円を支給
 - 所長代理に20,000円を支給
 - サービス提供責任者に10,000円を支給
 - 正社員介護職員に5,000円を支給

以上

職場環境等の改善に係る取り組み

1. 法人や事業所の経営理念や方針を明確にしています。
2. 介護福祉士をはじめとする各種資格の取得、各種研修の修了を支援します。
3. 職員の希望に即した正社員への登用制度を整備します。
4. 非常勤を含む全社員に、健康診断とストレスチェックをおこないます。
5. 生産性の向上を目指し、業務改善に取り組めます。
6. 介護ソフト及び情報端末、介護ロボット等を積極的に活用します。
7. ミーティングや定例研修で勤務環境やケア内容を改善します。

2026年4月1日

株式会社アールスタッフ

代表取締役 大島亮作